東京大学グローバルキャンパス推進本部長　殿

　　　　年　　　月　 　日　学部/研究科：アイテムを選択してください。学年：アイテムを選択してください。

学籍番号　　 　　 　　　　　氏名 　　　　　　　　 　　 　　 　署名

私は、東京大学グローバルキャンパス推進本部担当プログラム（**European Affairs Programme 2023**）に申請・参加するにあたり、プログラムの趣旨を理解し次の事項を誓約します。本誓約書に違反した場合には帰国を命ぜられることがあることも理解しています。

1. **遵守事項**
2. 募集要項をよく確認し、参加にかかる経費について理解し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得たうえで出願すること。
3. 参加者として選抜された後は、正当と認められる理由以外での辞退やプログラム中の欠席をしないこと。
4. プログラム参加に必要な諸手続き（提出する各種書類の作成、パスポートおよびビザの取得、本学の所属学部・研究科における手続、費用の支払い、保険・OSSMA加入等）は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
5. プログラムの目的を達成するため、学習・研究に専念すること。
6. 滞在国（地域）と日本の法令およびプログラム実施機関等の規則をすべて遵守すること。（日本で禁止されている薬物の使用、20歳未満の者の飲酒などは厳に慎むこと。）
7. 滞在国（地域）で、危険な行為をしないこと。
8. プログラム終了後は、必ず帰国し、引き続き本学に在籍すること。
9. 申請にあたって東京大学（本部国際交流課）が知り得た氏名・連絡先・成績その他の個人情報については、本プログラムに必要な業務のほか、東京大学の業務への協力（留学プログラムの広報や学生へのアドバイス等）を依頼する際に本学が利用する場合があることを了承すること。
10. プログラム中に東京大学（本部国際交流課）やプログラム実施機関が撮影する記録写真や動画を東京大学や本部国際交流課のウェブサイト等の広報資料に利用する場合があることを了承すること。
11. **帰国命令及び奨学金の停止、参加学生のプログラム参加の中止**
12. 東京大学は、次の(1)～(6)の場合は、参加学生のプログラム参加の中止や延期、帰国を命じることがある。
13. 上記Ⅰの遵守事項に違反した場合。
14. 申請書類の記載事項に虚偽があった場合。
15. 他者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合。
16. プログラム実施機関等において懲戒処分を受けた場合。
17. プログラムが求める学問的条件等を満たす見込みがないと判断された場合。
18. プログラム実施機関が所在する国（地域）の治安や公衆衛生の状況の悪化等、プログラム実施が決定された後に現地の状況が変化したと認められる場合（日本国外務省が発出する「危険情報」が「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」、「感染症危険情報」が「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」に指定された場合等）
19. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、参加学生が負担するものとする。
20. **東京大学が責任を負わない損害**

プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の1.～6.のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。

1. 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規制、航空機等の突然のスケジュール変更、設備不調（オンライン環境含む）、その他の不可抗力により生じた損害。
2. 正課外の活動（自由時間、休日等）により生じた損害。
3. プログラム参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。
4. プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。
5. 参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。
6. プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。
7. **新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航にかかる誓約**

私は、東京大学グローバルキャンパス推進本部担当プログラム（**European Affairs Programme 2023**）派遣学生として渡航及びその手続きを進めるにあたり、派遣国・地域では自身で安全を確保しなければならないことを理解し、自覚と責任をもって、安全と健康に十分な注意を払うことを誓います。そして、下記の事項を承諾・厳守することを誓約し、渡航を希望します。なお、誓約事項に反した場合は、プログラム参加の取消し、東京大学からの支援の停止があることを理解しています。

1. 渡航中における新型コロナウイルス感染症への感染については、自らの判断と責任で対処します。
2. コロナ禍による不確定な世界情勢下で渡航準備を進めることになるため、結果的に渡航を伴うプログラム参加を断念せざるを得なくなる可能性が十分にあることを理解します。また、プログラム参加に係る費用（パスポート、航空券等の手配、プログラム料、宿泊費、検査費用、証明書発行費用等）に関しては、プログラム参加を断念した場合であっても、その費用は自らの負担となることや変更に伴うキャンセルポリシーを理解しています。
3. 渡航が許されるには次の３つの条件を満たす必要があることを十分に理解し、満たせない場合は、渡航を伴うプログラム参加を断念します。①派遣先の協定校が、本プログラムの対面受入を実施していること。②派遣国及び派遣先の協定校が感染症に対して十分な対策を講じていること。③プログラム参加時の所属部局が当該学生の派遣を認めていること。
4. 対面プログラム参加中の保険として、公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）の学研災付帯海外留学保険「付帯海学」に必ず加入します（加入に要する経費は自己負担）。
5. 対面プログラム参加中の危機管理対策として、日本エマージェンシーアシスタンス（株）の派遣学生危機管理サービスOSSMA (Overseas Student Safety Management Assistance) に必ず加入します（加入に要する経費は自己負担）。
6. 渡航前に、以下の全ての条件を満たす必要があることを十分に理解し、満たせない場合は、渡航を伴うプログラムの参加を断念します。

① 派遣国・地域・航空会社の条件

渡航先の国・地域による入国制限がない、または航空会社利用条件や入国条件（ワクチン接種証明や陰性証明書の提示、自己隔離等の防疫措置）を満たすことができ、かつ、プログラム開始に支障を来さない時期までに渡航できる見込みがあること。

② 派遣先の協定校の条件

協定校による入構制限がない、または入構条件（ワクチン接種証明や陰性証明書の提示）を満たすことができ、かつ、プログラム開始に支障を来さない時期までに入構できる見込みがあること。

1. 派遣国・地域の政府からの指示や在外公館からの通知に注意をはらい、現地の法令を遵守するとともに、責任のある行動をとります。
2. 派遣国・地域の治安や感染症の状況により、東京大学がプログラムの中止・延期または帰国勧告をする場合があることを理解し、その場合は速やかに指示に従います。
3. 日本への帰国（または再入国）時と帰国（または再入国）後の水際対策措置を確認し、順守します。

上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

保証人等氏名： 　 印　 　　続柄（関係）

保証人等住所：

電話番号：　　　　　　 　　　　　　　 E-mail：

記入された保証人等の個人情報は、プログラム実施のために利用し、それ以外の目的では利用しません。